

第七十二回帝國議會
衆議院

臨時船舶管理法案委員會會議錄(速記)第一回

付託議案
臨時船舶管理法案(政府提出)

委員會成立

本委員ハ昭和十二年九月五日(日曜日)議長ノ指名ヲ以テ左ノ通選定セラレタリ

牧山 耕藏君	濱野徹太郎君
最上 政三君	岡野 龍一君
豐田 豐吉君	山本 厚三君
堤 康次郎君	漢那 憲和君
高橋壽太郎君	村上紋四郎君
高木条太郎君	喜多壯一郎君
川副 隆君	大野 一造君
中井 一夫君	綾部健太郎君
南條 德男君	野口 喜一君
庄司 一郎君	板谷 順助君
池田七郎兵衛君	鹽川 正藏君
高島龜太郎君	樋口善右衛門君
原 惣兵衛君	稻田 直道君
西岡竹次郎君	春名 成章君
伊豆 富人君	山崎 常吉君
長谷 長次君	米窪 滿亮君
岡崎 憲君	淺沼稻次郎君
小山 亮君	青木 作雄君

其ノ氏名左ノ如シ

牧山 耕藏君	濱野徹太郎君
最上 政三君	岡野 龍一君
漢那 憲和君	高橋壽太郎君
高木条太郎君	喜多壯一郎君
川副 隆君	大野 一造君
中井 一夫君	南條 德男君
野口 喜一君	庄司 一郎君
稻田 直道君	高島龜太郎君
西岡竹次郎君	春名 成章君
山崎 常吉君	長谷 長次君
米窪 滿亮君	岡崎 憲君
淺沼稻次郎君	青木 作雄君

〔年長者高木条太郎君投票管理者ト爲ル〕

○高木投票管理者 私年長者タルノ故ヲ以チマシテ、先例ニ依リマシテ投票管理者トナリマス、是ヨリ委員長及ビ理事ノ互選ヲ行ヒマス

○中井委員 委員長ノ選舉ニ付キマシテハ、選舉ノ煩ヲ省イテ私ヨリ推薦致シタイト思ヒマス、御賛成ヲ願ヘレバ結構デアリマス

○高木投票管理者 中井サンノ御意見ニ御異議アリマセスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○高木投票管理者 然ラバ左様御願スルコトニ決シマス

○中井委員 ソレデハ御推薦ヲ致シマス、

牧山耕藏君ニ委員長ヲ煩シタイト思ヒマス

〔拍手起ル〕

○高木投票管理者 御異議ナキモノト認メマシテ左様決シマス、牧山君、ドウゾ御著席ヲ願ヒマス

〔牧山耕藏君委員長席ニ著ク〕

○牧山委員長 甚ダ僭越デゴザイマスルガ、御推薦ニ依リマシテ委員長ノ席ヲ汚シマス、至ッテ不行届勝チノ者デアリマスカラ、宜シク御支援ノ程ヲ豫メ御願致シマス——引續キ理事ノ互選ヲ行ヒタイト思ヒマス

○中井委員 理事ノ選舉ハ、委員長ノ指名ニ依ッテ決定セラレンコトヲ希望致シマス、

尙ホ其數ハ六名ト定メラレンコトヲ希望致シマス

○牧山委員長 只今中井君ノ御發議通り理

事ノ數ヲ六名トシ、委員長ニ於テ指名スルニ御異議アリマセスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○牧山委員長 御異議ナシト認メマス、仍テ指名ヲ致シマス

濱野徹太郎君	最上 政三君
岡野 龍一君	中井 一夫君
綾部健太郎君	南條 德男君

會議

昭和十二年九月五日(日曜日)午後六時三十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 牧山 耕藏君

理事濱野徹太郎君 理事最上 政三君

理事岡野 龍一君 理事中井 一夫君

理事南條 德男君

漢那 憲和君 高橋壽太郎君

高木条太郎君 喜多壯一郎君

川副 隆君 大野 一造君

野口 喜一君 庄司 一郎君

原 惣兵衛君 高島龜太郎君

稻田 直道君 西岡竹次郎君

春名 成章君 山崎 常吉君

長谷 長次君 米窪 滿亮君

岡崎 憲君 淺沼稻次郎君

青木 作雄君

出席國務大臣左ノ如シ

遞信大臣 永井柳太郎君

出席政府委員左ノ如シ

遞信政務次官 田島勝太郎君

遞信參與官 犬養 健君

遞信省管船局長 小野 猛君

遞信省經理局長 手島 榮君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

臨時船舶管理法案(政府提出)

○牧山委員長 引續イテ會議ヲ開キマス、

遞信大臣ヨリ提案理由ノ説明ヲ願ヒタイト

思ヒマス

○永井國務大臣 提案理由ヲ御説明申上ゲ

タイト存ジマス、本案提出ノ理由ハ既ニ本

會議ニ於テ申上ゲタ通りデアリマスガ、一

應本案ノ要旨ニ付キマシテ尙ホ御説明致シ

タイト存ジマス

御承知ノ如ク我國海運業ハ數年來極メテ

目覺マシキ發展ヲ遂ゲマシテ、殊ニ先般議

會ノ御協賛ヲ得マシタ優秀船建造ニ關スル

諸施設ハ、愈々業界ニ積極的經營ノ氣運ヲ

醸成致シマシテ、其異常ナル進展ハ諸外國

ノ海運ニ少カラザル脅威ヲ與ヘツ、アルヤ

ウナ狀態デアリマス、此積極的ナル優秀船

ノ建造政策ノ結果、今次ノ支那事變ニ於キ

マシテハ、從前ノ戰時事變ニ比シテ比較的

容易ニ多數ノ優秀ナル軍用船舶ヲ提供シ得

タノデアリマスガ、何分ニモ急激ニ相當多

數ノ船舶ガ徵備セラレ、且ツ事變ニ伴ヒ海

上ノ交通運輸系統及ビ其輸送量ニモ相當

ノ變化ヲ招來致シマシタ結果、勢ヒ配船ノ

偏在、荷動キト船腹トノ需給ノ不圓滑、運

賃、備船料ノ昂騰等ノ諸現象ヲ生ズル虞ガ

アリマスルノデ、本會議ニ於キマシテモ申

述ベマシタ通り、之ニ對シテハ政府ニ於テ

モ民間團體ニ於テモ能フ限リノ對策ヲ講

ジマシテ、業界ノ動搖ヲ防止スルコト致

シタノデゴザイマス、併ナガラ今後ニ於ケ

ル支那事變ノ推移ハ殆ド豫想シ難イ狀態デ

アリマスルガ故ニ、今後斯ノ如キ事態ガ長

期ニ互リ、或ハ更ニ擴大スルガ如キ場合ニ

於キマシテハ、從來ノ如キ單ナル行政的又

ハ自治的手段ヲ以チマシテ、果シテ能ク斯

業ノ適正ナル運行ヲ期待シ得ルヤ否ヤハ疑

問トセザルヲ得ナイノデアリマス、若シ不

幸ニシテ業界ノ統制ニ破綻ヲ生ジタ場合ニ

於キマシテハ、我が國防上及ビ産業上ハ申

ス迄モナク、國民生活上ニモ多大ノ障礙ヲ

惹起スベキコトハ想像ニ難クナイノデアリ

マス、即チ運賃、備船料ハ急激ナル昂騰ヲ

來シ、運賃負擔力ノ比較的少キ重要原料品

ノ輸送ヲ不圓滑ナラシメ、一般物價政策ニ

モ背馳スルガ如キ事態ヲ招來スルノミナラ

ズ、永年培ヒ來リマシタ我が對外航權ハ諸

外國海運ニ蹂躪セラレテ多大ノ國益ヲ喪失

スル等、其及ボスベキ國家的、經濟的影響

ハ洵ニ甚大ナルモノガアルト認メラレノ

デアリマス、本案ハ我が海運ガ斯ノ如キ狀

態ニ陥ルコトヲ未然ニ防止シ、如何ナル時

局ニ臨ミマシテモ、國家ノ適當ナル指導方

針ノ下ニ船腹ヲ確保シ、適正ナル運賃ヲ爲

スト共ニ、極端ナル營利主義ニ基ク運賃、

備船料ノ急激ナル昂騰ヲ抑制シ、以テ重要

物資ノ輸送、物價ノ調整及ビ我が對外航權

ノ維持ニ遺憾ナキヲ期セントスルノ趣旨ニ

出デタモノデゴザイマス、即チ船腹ヲ確保

スル爲ニハ、船舶ノ讓渡、貸渡等ヲ制限ス

ルト共ニ、一定條件ノ下ニ外國船舶ノ取得

ヲ許容スルコトトシ、我國重要物資ノ輸送

ヲ圓滑ナラシムル爲ニハ、外國諸港間ノ運送

ヲ制限又ハ禁止シ、且ツ必要ト認ムル航路、

貨物等ヲ指定シテ配船ヲ命ズルコトトシ、

更ニ市況抑制ノ爲ニハ運賃備船料等ニ關シ

テ取締ヲ爲シ得ルコトトシ、其他造船、海

員ニ付テモ、機宜ニ應ジソレ、必要ナル

處置ヲ講ジ得ルコトトシ、以テ此非常時局

ニ於ケル交通運輸ノ大動脈デアル我國海運

ヲシテ、最モ有效適切ニ其使命ヲ達成セシ

メンコトヲ期シテ居ル次第デアリマス、本

案ノ趣旨ハ大體以上申述ベマシタ如クデア

リマスガ、併シ是ガ運用ヲ爲スニ當リマシ

テハ、努メテ獨善ヲ避ケ民意ヲ酌ミ、實情

ニ即シ公正妥當ナル觀點ヨリ處理スルノ必

要ナルコトハ申ス迄モナイ所デアリマシ

テ、殊ニ運賃備船料等ノ如キ重要ナルモノ

ニ付キマシテハ、船舶管理委員會ヲ設ケマ

シテ、之ニ付議スルコトトシタ次第デアリ

マス、何卒政府ノ意ノ存スル所ヲ諒トセラ

レ、御審議ノ上御贊成アラシコトヲ切望致

ス次第デゴザイマス

○牧山委員長 一寸御相談致シマスガ、政

府ヨリ參考資料ガ御手許ニ配付サレテ居リ

マス、此以外ニ御要求ノモノモアラウト存

ジマスガ、議事進行上成べく速ニ委員長ノ

手許ニ御申出ヲ願ヒタイト思ヒマス

○原委員 議事進行ニ付テ——一體下ノ位

ノ時間ヲ質問ニ割當テ、ドノ位デ片付ケ

ルカ、サウ云フ方針ヲ理事ノ方デ大體御打

合セヲ願ヒタイ

○牧山委員長 御尤デス、私ハ今委員長ニ

任命サレマシテ、理事諸君モ此處デ決ツタ
譯デ、是カラ各派ノ理事諸君ト御相談ヲ致
シマシテ、議事進行ノ順序モ定メタイト思
ヒマス、今日ハ燈火管制ガアルサウデスケ
レドモ、マダ試験中デ今直グ電氣ガ消エル
ヤウナコトハナカラウト思ヒマスガ、質問
ヲ續行致シマスカ、皆サンノ御協議ニ依ッ
テ決メタイト思ヒマス

○中井委員 議事進行ニ付テハ一度能ク御
相談シタイト思ヒマスガ、本日ハ此程度デ
止メラレテ、明早朝カラ質問應答ニ入ラレ
ルノガ宜イト存ジマス

〔贊成〕ト呼フ者アリ

○牧山委員長 只今ノ中井君ノ御發議ニ付
テ御異議ハアリマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○牧山委員長 ソレデハ本日ハ此程度デ散
會致シマシテ、明日ハ豫算委員會ガ午前九
時カラ開カレルサウデスガ、遞信大臣モ十
時カラ差支ナイサウデスカラ、午前十時カ
ラ開キタイト思ヒマス、本日ハ是ニテ散會
致シマス

午後六時四十四分散會

昭和十二年九月五日印刷

昭和十二年九月六日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局